

寒冷地手当の額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 109 号

寒冷地手当の額等を定める規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の額等を定める規則（平成 17 年岩手県規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 人事交流等により給与条例又は給与等条例の給料表の適用を受ける職員となった者であって、平成16年10月1日以降の次に掲げる職員として勤務していた期間を給与条例の給料表又は給与等条例の給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員となるものに対しては、この場合において改正給与条例附則第7項から第9項まで若しくは改正給与等条例附則第3項から第5項まで又は前項の規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 日本郵政公社の職員</p> <p>(10) [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 人事交流等により給与条例又は給与等条例の給料表の適用を受ける職員となった者であって、平成16年10月1日以降の次に掲げる職員として勤務していた期間を給与条例の給料表又は給与等条例の給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員となるものに対しては、この場合において改正給与条例附則第7項から第9項まで若しくは改正給与等条例附則第3項から第5項まで又は前項の規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定による解散前</u>の日本郵政公社の職員</p> <p>(10) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。